

京都市告示第578号

道路整備特別措置法第8条第1項第9号の規定に基づき、平成31年1月22日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が京都市に代わって次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、道路法第18条第1項の規定に基づき、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年2月8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
高速道路 2号線	南区東九条南石田町108番地の1地先から 同区上鳥羽勸進橋町31番地地先まで	旧	メートル 166.06	メートル 16.40 ~ 40.53
		新	166.06	16.40 ~ 40.53
	伏見区竹田向代町113番地の2地先から 同町70番地の2地先まで	旧	35.04	12.90 ~ 14.28
		新	35.04	12.90 ~ 16.45
	伏見区竹田西内畑町200番地の1地先内	旧	30.72	25.75 ~ 26.40
		新	30.72	25.75 ~ 26.73
	伏見区竹田鳥羽殿町100番地の1地先内	旧	31.00	25.75 ~ 27.09
		新	31.00	25.75 ~ 27.64
	伏見区横大路下三栖辻堂町2番地地先 から 同区横大路下三栖山殿70番地の1地先 まで	旧	31.56	26.60 ~ 28.85
		新	31.56	26.60 ~ 29.32

(建設局土木管理部道路明示課)